

# 適切な工期の設定(品確法改正への取り組み)

国交省官庁営繕では、平成27年3月25日付けで、関連建設業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について、「**営繕工事における工期設定の基本的考え方**」として取りまとめました。



## 「営繕工事における工期設定の基本的考え方」

◎今年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において説明。

その後、地方公共団体等からの発注者支援アンケートの中で意見を頂き、

「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を公共工事全体に普及・促進するために

## 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。

◎本省と地方整備局等は、ブロック主管課長会議や市町村対象会議等を通じて、地方公共団体等に対して、説明や意見交換等を行うなど連携して、公共建築工事全体へ普及・促進を図って行く予定です。



◎今後、地方公共団体等が適切な工期設定及びその確保の一助となるよう、建設業団体等の意見・事例等を取り入れ、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」の解説(仮称)として別途作成し、官庁営繕工事において試行し、内容の精査・充実を図って行きます。